

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第16号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程		ページ
○ 企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1	1
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	1	1
○ 兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程	2	2
正 誤		
○ 平成31年2月28日付け兵庫県公報第2号外中	2	2

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6項から第12項までを削る。

附則第13項中「当分の間」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間」に、「100分の20」を「100分の10」に改め、同項を第6項とする。

附則第14項から第32項までを削る。

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表を次のとおり改める。

勤務時間	休憩時間
午前8時15分から午後5時まで、午前8時45分から午後5時30分まで、午前9時から午後5時45分まで又は午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時から午後1時まで

附 則

この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。



企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「尼崎市」を「神戸市(北区のうち道場町生野に限る。)、尼崎市」に改め、同条第2号中「神戸市(」の右に「道場町生野を除く」を加える。

第9条第2号中及び第10条第1号中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

第10条第1号中「神戸市(」の右に「道場町生野を除く」を加える。

(企業庁会計規程の一部改正)

第2条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の款職名の項中「経営戦略班長」を「経営戦略班主幹(財務担当)」に改める。

別表第11小切手確認代理者職名の項中「総務企画班主幹(総務担当)」を「総務企画班長」に改める。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第3条 企業庁財産評価審査会規程(昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

別表委員の項中「参事(誘致担当)」を削る。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第4条 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1建物使用料の款専用使用の項自動販売機その他これに類するもの(公衆電話機及び太陽光発電設備を除く)の目中「4,130円」を「4,210円」に、「7,220円」を「7,350円」に、「10,610円」を「10,810円」に、「13,760円」を「14,010円」に改め、同款公衆電話機の目中「3,830円」を「3,900円」に改め、同款その他のもの目中「100分の6.48」を「100分の6.6」に、「105分の108」を「105分の110」に改める。

附 則

この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中篠山市の名称の変更に伴う改正規定 平成31年5月1日
- (2) 第4条の規定 平成31年10月1日



兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

兵庫県企業庁管理規程第4号

兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県水道用水供給条例施行規程(昭和54年企業庁管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表給水対象の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

附 則

この管理規程は、平成31年5月1日から施行する。

正 誤

○平成31年2月28日付け(兵庫県公報第2号外)

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則(平成31年兵庫県教育委員会規則第1号)中

(ページ)	(表)	(誤)	(正)
19	別表第6	教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等
21	別表第7	教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等